

建築確認申請等の所管区分

市扱い（法第6条第1項第2号の一部及び第3号、施行令第148条第1項）

市発行の納付書により京葉銀行窓口で納入してください。納入後、「領収書（C票）」を窓口でコピーさせてもらい正本に添付します。

県扱い 京葉銀行窓口にて千葉県証紙を購入し、申請書の正本1面裏に貼ってください。

・市扱いのもの（法第6条第1項第2号の一部及び第3号、施行令第148条第1項）

建築物	木造	・ 階数が2以下かつ延べ面積が300㎡以下のもの ・ 高さが16m以下のもの
	非木造	・ 平屋建てかつ延べ面積が200㎡以下のもの
	※共同住宅、倉庫及び自動車車庫などの特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの及び知事の許可を要するものを除く	
工作物	・ 煙突で高さが6mを超え10m以下のもの ・ 広告塔、記念塔等で4mを超え10m以下のもの ・ 擁壁で2mを超え3m以下のもの	
	※市の取扱範囲外の建築物の敷地に築造する工作物を除く	

・県扱いのもの

県庁 建築指導課	建築物	・ 5階以上又は2,000平方メートルを超えるもの
	工作物	・ 煙突で23メートルを超えるもの ・ 擁壁で5メートルを超えるもの
印旛土木事務所 建築課	建築物	・ 4階以下かつ2,000平方メートル以下のもの
	工作物	・ 市扱い、県庁扱い以外のもの

※所管区分が変わることがあります。事前に所管先へ連絡してください。

問い合わせ先

四街道市役所都市部建築課

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地

代表 TEL 043-421-2111

直通 TEL 043-421-6144

印旛土木事務所建築課

〒285-0026 佐倉市鎗木仲田町8-1

TEL 043-483-1141

千葉県県土整備部建築指導課建築審査班

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

TEL 043-223-3188

四街道市消防本部予防課

〒284-0003 四街道市鹿渡934-5

代表 TEL 043-422-0119

直通 TEL 043-422-2485